

草津町定額減税補足給付金 (不足額給付) のご案内

「不足額給付」とは？

- 令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）は、令和7年1月1日時点で草津町在住で、令和6年度に実施した定額減税補足給付の支給額に不足が生じる方等（以下の【不足額給付1】または【不足額給付2】）を対象に、不足する金額を給付するものです。

不足額給付Ⅰについて

○令和6年度に実施した当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額が、当初調整給付額を上回る方。

【対象の可能性のある方】

- ・ こどもの出生などで扶養親族が令和6年中に増加した方
- ・ 令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したことで令和6年分所得税が令和6年推計所得税額を下回った方
- ・ 当初調整給付後に令和6年度分個人住民税の税額変更により、個人住民税所得割額が減少し、本来給付すべき額が当初調整給付を上回る方

■ 支給額

「不足額給付時における調整給付所要額」－「当初調整給付時における調整給付所要額」

調整給付所要額（1）と（2）の合算額（合算額を万円単位に切り上げます）

- （1）所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（当初調整給付時）または令和6年分所得税額（不足額給付時）【（1）円＜0円の場合は0円】
- （2）個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額
【（2）円＜0円の場合は0円】

〈イメージ〉



※ 不足額給付時に算出した調整給付所要額(A)が当初調整給付額(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めない。

不足額給付Ⅱについて

○定額減税・低所得世帯向け給付とも対象とならなかった方など

【対象の可能性のある方】

- ・個人事業主（納税者）の事業専従者となっている非課税世帯の配偶者
- ・納税のこどもと同一世帯で、合計所得金額が48万円を超える非課税の親 など

給付金の支給手続き

○不足額給付Ⅰのうち対象の可能性のある方には草津町から確認書をお届けします。確認書の記載内容をご確認のうえ、ご返信ください。

○不足額給付Ⅰのうち確認書が届かない方、不足額給付Ⅱの対象の可能性のある方は申請が必要です。



確認書返信及び申請期限

令和7年10月31日（金）必着

お問い合わせ先

「給付金」に関するお問い合わせは

草津町役場福祉課 ☎ **0279-88-7189**

「定額減税」に関するお問い合わせは

草津町役場税務課 ☎ **0279-88-7186**

受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）